

事例6「学校と保護司が非行防止教室をはじめ 多様な形でかかわる取組」(中学校)

取組のポイント

- ・近年の少年非行の動向を反映し、中学生が保護観察処分を受ける事案が増加している。こうした保護観察対象者に対する保護観察の充実という観点から、学校との連携は重要である。
- ・また、学校における非行防止教室を実施していく上で、保護観察を通じて多くの問題を抱える青少年等とかわかってきた保護司の話をじかに聞くことにより、非行の問題を身近なこととして考える機会となり、非行防止教育の充実に資する。

活動の流れの概要

保護司、保護司会
との連絡協議



保護司との連携に
よる非行防止教室



非行に関するグループ討議
講話を踏まえた意見発表

教育課程上の位置付け

保護司との連携による非行防止教室(特別活動)

実施までの経緯

- ・市内においては、学校と保護司の連携が活発であり、市内で20名前後の保護司が各地域の学校と連携している。
- ・また、本学校においては、学校評議員の1名が地区保護司会の会長を兼ねており、保護観察のほか地域の青少年の健全育成活動や学校行事等に積極的に参加している。
- ・保護観察所から非行防止教室の開催要請を受けたことから、学校に当該保護司を招いて講話をいただく形式で非行防止教室を実施することとした。

「保護司」とは

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員(実質的に民間のボランティア)であり、保護観察官と協力し、保護観察・環境調整・犯罪予防活動などを行うものである。

保護観察・・・更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に対して、更生を図るためのきまりごと(遵守事項)を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助ける。

環境調整・・・少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職先の確保などを行い、必要な受け入れ態勢を整える。

犯罪予防活動・・・犯罪や非行を未然に防ぐために、世論の啓発や地域社会の浄化に努めるものである。毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間として、街頭キャンペーン、講演会、シンポジウム、スポーツ大会などを実施する。



事前の取組

・本学校では、「社会を明るくする運動」及び「青少年を非行からまもる全国強調月間」を踏まえ、市が実施する市民一斉清掃活動において、市街地をはじめとする各地区の紙くずや空き缶拾い等のクリーン作戦を実施しており、多数の生徒や教員が参加している。こうした活動に自治会や子ども会、PTA、社会福祉協議会、民生委員のほか保護司会も参加している。

・また、保護司の方やPTA、社会福祉協議会、学校医、民生児童委員の方による学校評議会を設置しており、学校と関係機関との連携の在り方などについて議論をいただいている。

・保護司の方に学校に出向いていただき、講話していただく際には、こうしたこれまでの生徒と保護司との交流により、円滑なコミュニケーションを図ることができた。



非行防止教室の開催

保護司の業務に関する紹介と、保護司による授業のねらいの説明

・保護司とはどのような仕事をするのか、身近な存在として子どもたちに伝わるように具体例を挙げて説明するなど工夫をする。

・いくつかの地区の保護司と連携し、生徒の中に入って共に授業を行う。

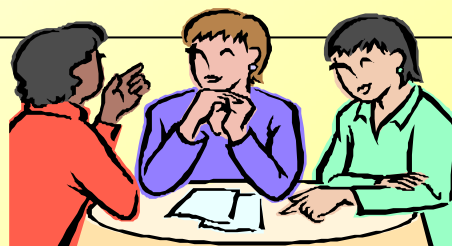


テーマ例

事例を通して、親子関係やこれからの生き方について考える

事例説明（A子の事例）

- ・幼い頃から父母が離婚し、祖母に養育
- ・小学校高学年から不登校
- ・中学卒業後も就労せず、暴走族に加入し、何度も補導
- ・シンナー吸引等の非行により保護観察
- ・BBS（Big Brothers and Sisters Movement：青年ボランティア）会の協力を得てグループワーク等を実施したが成功せず 度重なる無免許運転とシンナー吸引により中等少年院に送致
- ・仮退院後の保護観察では、仕事にも就き、新しい人生を踏み出している（BBS会との交流も再開予定）



事例紹介の際は、個人情報の漏洩につながらないように、資料等の作成においても注意する。

- ・事例を通じて考えたことを話し合う

テーマ例

少年非行の更生について

保護司の役割について

非行を行う少年に対する親のかかわり方について など



- ・非行防止教室を通じて考えたことを感想文にまとめる

子どもたちの感想

- ・親のあたたかさというものは何だろうかということを見直そうと思いました。
- ・保護司に対してお世話してもらおう人が多いということにびっくりしました。大変ですが、とてもいい仕事だと思います。
- ・保護司というしごとは大変だけど、人の生き方をよりよい方向に変えることができた時の達成感はものすごい大きなものだと思います。



事後の取組

- ・保護司の講話の内容を踏まえて、生徒の代表が地区少年防犯弁論大会において青少年の非行防止について発表するとともに、これらの取組について学校だより等を通じて周知する。
- ・非行防止教室での授業とあわせて、市や地域が行っている清掃活動への積極的な参加を呼びかけ、奉仕する精神を養う。



本プログラムの活用により期待される成果と活用上の留意点

成果

- ・非行を続けると、警察、児童自立支援施設、家庭裁判所、少年院など関係機関で更生するための教育を受けるなど、その仕組みを知ることができた。
- ・地域に保護司という方がいて、青少年の健全育成のために、ボランティアとして働いていることを理解することができた。

留意点

- ・学校評議員に保護司会の会長がいたため、協力を得やすいということがあったが、そうでない場合には、普段から関係機関等とのつながりを維持しておくことが重要である。
- ・清掃活動も特別活動などの時間を使うなど、活動全体を見渡して年間指導計画へ適切に位置づけることが必要である。